

第4次静岡市市民活動促進基本計画

骨子案

2022.11.25

静岡市

第4次静岡市市民活動促進基本計画（案）の概要

市民活動って？

人々の生活を支え、豊かにしていくための重要な取組の一つであり、社会の中で市役所（行政）や企業の営利活動では埋められない部分をカバーしていたりします。NPOやボランティア活動も市民活動の一つの面ですが、自治会や町内会の活動といった住民同士の支え合いも市民活動と言えます。

何のための計画なの？

静岡市における、令和5年(2023年)度から令和12年(2030年)度までの8年間の市民活動について、どのような方向性で促進していくかを定めるものです。この計画は「静岡市市民活動の促進に関する条例」第8条の規定に基づいて策定することが義務付けられています。

市民活動を取り巻く状況は？

計画策定にあたり、①感染症や国際的な問題によって社会情勢の不確実性が高まっていること、②人口の減少や構成の変化が暮らしにも影響を与えていること、③デジタル化の進展、④非営利法人の形態も様々で協働の形も多様化していること、を現状認識としています。

「目指す姿」等を定めた背景は？

静岡市市民活動促進協議会※1における「市民活動は特別なことではなく、日常に当たり前存在し、生活を豊かにするものであってほしい」「市民一人ひとりが自分のこととして語れ、市民活動のステージをだんだんと登っていくような動きをイメージできるように」といった議論を踏まえ、下記の目指す姿と施策の柱を定めました。

第4次静岡市市民活動促進基本計画（案）の目指す姿・施策の柱・取組の方向性

2030年に
目指す姿

多様な人びとが、あたりまえに活躍できるまち ~主体的にチャレンジできる、自発的に支えあいができる、静岡~

施策の
柱1

触れる・楽しむ

市民活動へのちょっとしたきっかけの創出

①市民への情報の広がりへの支援

市民活動団体や市民が、お互いに情報を広め合い、社会全体へ伝えることができるような環境づくりに取り組めます。



②市民活動を身近に感じられる機会の創出

実際に体験し、交流し、楽しむことができる場、シチズンシップ※2を育む学びの場、行政や市民活動団体等との対話の場といった機会の創出に取り組めます。

施策の
柱2

動き出す

日常の一部としての市民活動の実現

①多様な主体が日常的に市民活動に参加できる環境づくり

年代、性別、国籍、社会的な立場や属性、個人や団体、企業等の組織のかたちに関わらず、地域や社会に関心をもち、市民活動に参加するための環境づくりを進めます。



②市民活動の立ち上げを支える仕組みづくり

自ら活動を立ち上げたり、仲間づくりのためのサポートに取り組めます。

施策の
柱3

創る・実現する

市民活動を支える気運を高める

①市民が市民活動を支え合える仕組みづくり

市民が相互にその活動や環境を支えていくための気運の醸成や支え合いの環境づくりに取り組めます。



②市民活動団体の基盤強化のための支援

市民活動団体がその力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、幅広いサポートに取り組めます。

施策の
柱4

つながる・変わる

異なる組織や世代をつなぐ取組の支援

①多様な主体の相互理解や協働の促進

あらゆる主体による多様な形での協働を実現し、様々な分野を横断し、市が全庁的な取組として協働への理解を進め、変化に対応できる仕組みづくりに取り組めます。

②活動を次世代につなげるための支援

市民活動を持続的なものとするため、次の世代につなげていく取組を進めていきます。



※1 市民活動に取り組んでいる方や公募の市民委員によって構成される市の附属機関です。市からの諮問に応じ、計画の策定に関して議論いただきました。

※2 積極的にならづくりに関わりようとする公共意識のこと（第4次静岡市総合計画パブリックコメント用資料より）を指します。

目次

はじめに	p. 4
策定までの経緯	p. 5
計画の位置づけ及び計画期間	p. 6
市民活動の促進に関する基本原則等	p. 7
現状認識及び今後の課題	p. 8
第4次計画策定にあたり留意すべき視点	p. 9
第3次静岡市市民活動促進基本計画の振り返り	p. 10
静岡市市民活動促進協議会からの答申	p. 14
第4次静岡市市民活動促進基本計画の考え方	p. 16
目指す姿・施策の柱	p. 17
第4次静岡市市民活動促進基本計画の推進	p. 18
施策の柱ごとの方向性	p. 19
計画の推進体制及び進行管理	p. 24

はじめに

- 平成19年4月1日、「**静岡市市民活動の促進に関する条例**」を制定
- 上記条例に基づき、**市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画**として、平成20年3月に「静岡市市民活動促進基本計画」(平成20年～平成23年)を策定
- 平成24年3月「第2次静岡市市民活動促進基本計画」(平成24年～平成26年)を策定
- 平成27年3月「第3次静岡市市民活動促進基本計画」(平成27年～令和4年)を策定
- 第3次計画が終期を迎えるにあたり、「静岡市市民活動促進協議会」から意見聴取しつつ、第4次計画(令和5年～令和12年)を策定中

計画の位置づけ

- この計画は、「静岡市市民活動の促進に関する条例」第8条に基づく、「市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画」です。
- 現在静岡市において策定を進めている「**第4次静岡市総合計画**」においては、特定分野ではなく、各施策の効果的・効率的な推進を下支えする「**市政運営の基本認識**」に係るものとして位置づけています。

計画期間

令和5年度から令和12年度までの8年間を計画期間としています。

静岡市では、市民活動の基本理念や市民活動の促進に関する基本原則を「静岡市市民活動の促進に関する条例」によって定めています。これらを基本的な考え方として本計画を推進していきます。

市民活動の基本理念（第3条）

- ①国及び地方公共団体の活動又は営利を目的とした活動によっては解決できない社会的課題を解決する役割を果たす
- ②市民が対話を通じて、相互に価値観を尊重し行う
- ③多様な市民の参画によって、自ら意見を述べる意思又は機会のない者が抱える問題を取り上げ、見過ごされやすい社会的課題の解決に貢献する
- ④参画した個人自身に精神的充実及び人間的成長をもたらす

市民活動の促進に関する基本原則（第4条）

- ①市民活動を行う市民の自主性、先駆性及び創造性を尊重する
- ②市民相互及び市民と市の対等な関係を尊重する
- ③市民相互及び市民と市との間の理解を深める
- ④市民活動に関する情報を公開し、及び共有する

現状認識及び今後の課題

現状認識① 第4次計画策定にあたり留意すべき視点（市民活動を取り巻く状況）

（1）不確実性が高まる社会情勢

- 感染症や国際的な問題により社会が大きく変化している。
- コロナ禍による市民活動の縮小や休止、事業収入減少等が生じ、結果、市民活動に支えられていた市民も影響を受けている。
- 台風15号(令和4年)による災害に直面し、様々な市民活動団体がいち早く被災者支援に取り組んだ。また、地域における平時からの関係づくりの重要性が再確認された。

（2）本格的な人口減少社会の到来

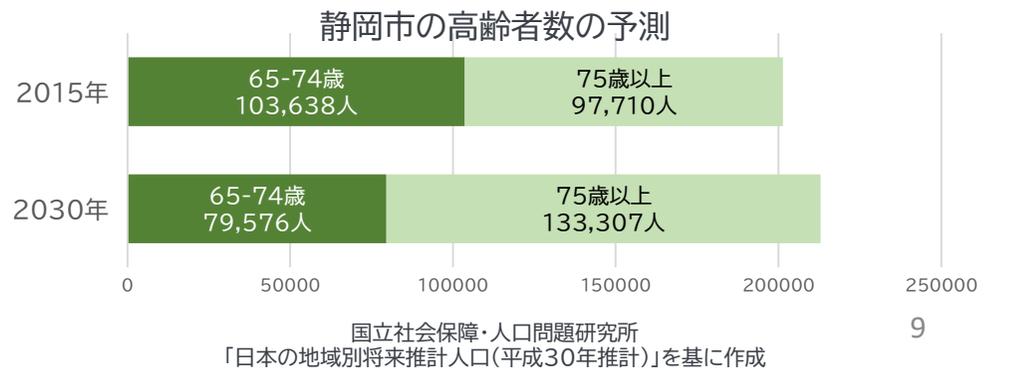
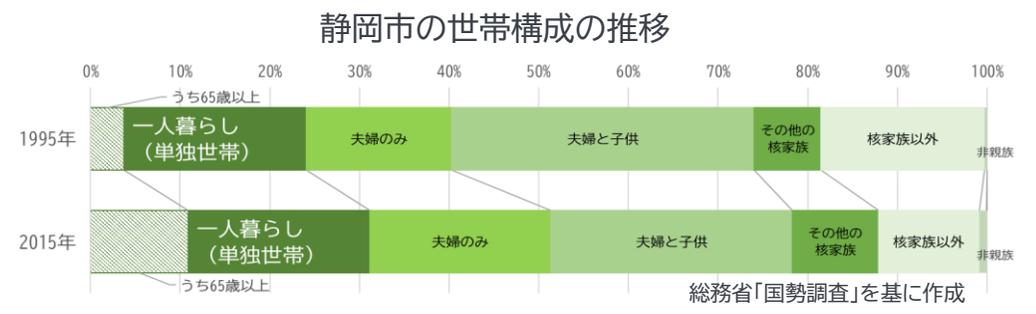
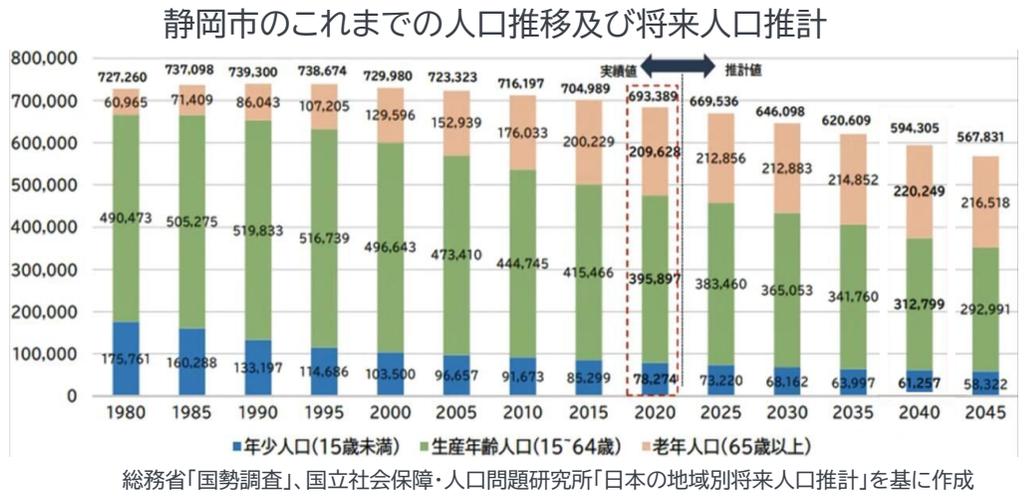
- 人口減少、少子高齢化が本格化している。
- 一人暮らしが増加し、世帯構成の割合も変化している。
- 高齢化は75歳以上の割合が増加し、自治会等の活動への影響も懸念される。

（3）デジタル化の進展

- 情報通信技術の進歩や伝達ツールの定着が進み、仲間同士の連絡から全国区の動きまでつながりやすくなっている。
- 情報格差に対する配慮やあらゆる人が情報や機会にアクセスできる環境づくりが求められている。

（4）非営利法人の活動形態多様化

- 非営利法人の組織形態の選択肢が多様化している。
- 法人格を持たない任意団体や、個人又は少数人によるプロジェクトベースの取組が増加し、協働の形も特定の枠組に捉われなくなっている。



施策の柱1 「知らせる」〈交流の場づくり〉					R4目標値 (見直し後)		
市民活動センター来館者数	平成25年度 54,939人	→	平成30年度 65,359人	→	令和3年度 39,451人	65,000人	未達成 (見込)
市民活動に参加したことがある人・参加したいと思う人の割合	平成27年度 60.2%	→	平成30年度 73.5%	→	令和4年度 85.7%	90%	未達成

計画前期においては、市民活動センター来館者数は順調に推移し、また、インターネットを活用した情報発信の手段として市民活動ポータルサイト「ここからネット」を整備しました。後期はコロナ禍により来館者は大幅に減少し、また、市民活動そのものの停滞により、情報発信ツールであるここからネットのアクセス数も減少しました。市民活動に参加したことがある人・参加したいと思う人の割合については、85.7%と目標値を若干下回りましたが、順調に推移しています。



- ◎より市民活動に触れ、交流することができる機会を創出していくため、行政や市民活動団体等、様々な主体による情報発信が促される環境づくりを進める必要があります。
- ◎市民活動に関する人や情報の交流の場づくりに関し、インターネットの活用等によって、場所や時間、生活様式の違いに関わらず、より多くの人に参加できる工夫が必要です。

施策の柱2 「やってみる」〈市民活動への参加の促進〉

R4目標値
(見直し後)

市民活動センター利用登録
団体数

平成25年度
780団体

→

平成30年度
1,061団体

→

令和3年度
1,143団体

1,100団体

達成
(見込)

コロナ禍においても市民活動センターの利用登録団体数や相談件数は増加傾向であり、市民活動の立ち上げや運営に関し必要な支援に取り組むとともに、市民活動への参加を促すため、市民同士の対話を重視した啓発講座の開催等により、地域や社会のことを考えるきっかけづくりに努めてきました。また、平成28年度から「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」が開校し、全庁的な取組としてシチズンシップに富んだ人材育成や仲間づくりの機会が創出されました。



◎市民活動への参加の第一歩を踏み出しやすくなるようなきっかけづくりに加えて、継続的に活動に取り組むことができるような支援や環境づくりが必要です。

◎地域や社会に様々な形で関わることができる機会の創出に努めていく必要があります。

施策の柱3 「深める」〈市民活動の自立を支える環境づくり〉

R4目標値
(見直し後)

認定及び特例認定NPO法人数
(累計)

平成25年度
2法人

→

平成30年度
12法人

→

令和3年度
14法人

14法人

達成
(見込)

認定NPO法人数は、目標である14法人を達成し、高い公益性をもっている団体が増加しました。一方で、市民活動団体が抱える課題としては組織運営や人材不足、資金調達等が挙げられます※1。活動資金の不足という課題に対し、本市では「ふるさと応援寄附金等によるNPO等指定寄附事業」を令和2年度から開始したところですが、こうした様々な課題を解決するための支援が引き続き求められています。また、近年は公的機関等による助成金といった支援だけではなく、「クラウドファンディング」や「プロボノ※2」など、市民が市民活動を支える取組も浸透しています。

※1 市民活動センター利用登録団体アンケートより

※2 各分野の専門家が、職業上持っている知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動

◎市民活動団体がその目的を達成するため、その力を十分に発揮できる環境づくりやサポートが必要です。

◎行政だけでなく、市民が相互に市民活動を支え合える環境づくりや気運の醸成が求められています。

施策の柱4 「つながる」〈市民協働の推進〉

R4目標値
(見直し後)

市民活動団体と市との
協働事業数

平成26年度
241事業

→

平成30年度
257事業

→

令和3年度
237事業
※年度当初
282事業予定

262事業

未達成
(見込)

市民活動団体と市との協働事業の件数は計画前期は順調に増加しました。近年はコロナ禍の影響による事業の中止等があり、実施数は目標を下回りましたが、各年度当初の計画上は目標事業数を上回っており、新型コロナウイルス感染症の影響を除けば目標を達成する見込みでした。市民活動の組織や活動形態の多様化や、人口減少等の影響を踏まえると、協働の手法や活動そのものについても、既存の枠組みにとらわれない対応が求められています。



- ◎協働する団体相互の理解を促すとともに、行政側も社会の変化にしなやかに対応していく必要があります。
- ◎将来の人口推計や構造を踏まえると、市民活動を持続的なものとするため、活動を次世代へつなげていく取組が求められています。

静岡市市民活動促進協議会からの答申

静岡市市民活動促進協議会からの答申(令和4年10月20日)

「市民活動は特別なことではなく、日常に当たり前前に存在し、生活を豊かにするものであってほしい」、「市民一人ひとりが自分のこととして語れ、市民活動のステージをだんだんと登っていくような動きをイメージできるように」といった議論を通じて、次の「目指す姿」と「4つの柱」の提案がありました。

第3次計画

静岡市市民活動促進協議会 答申 (第4次計画策定に向けた提案)

目指す姿

より多くの市民が
参加するまちづくり

多様な人びとが、あたりまえに活躍できるまち
～主体的にチャレンジできる、自発的に支えあいができる、静岡～

施策の柱
1

知らせる
<交流の場づくり>

触れる・楽しむ
<市民活動へのちょっとしたきっかけの創出>

施策の柱
2

やってみる
<市民活動への参加の促進>

動き出す
<日常の一部としての市民活動の実現>

施策の柱
3

深める
<市民活動の自立を支える環境づくり>

創る・実現する
<市民活動を支える気運を高める>

施策の柱
4

つながる
<市民協働の推進>

つながる・変わる
<異なる組織や世代をつなぐ取組の支援>

第4次静岡市市民活動促進基本計画の考え方

目指す姿・施策の柱

- 第3次計画では「より多くの市民が参加するまちづくり」を「目指す姿」として掲げ、コロナ禍の影響を受けながらも、様々な主体による協働や、市民活動団体の自立、市民活動に対する市民の意識の醸成と参加促進を図り、計画を推進してきました。
- 第4次計画では、今まで以上に市民活動が市民の皆さんの身近なものとなるよう、日常生活の中で、市民の皆さんが自然に支え合い、様々な形でかかわりを持てる市民活動をより大事にしていくという視点で「目指す姿」を掲げました。「施策の柱」は、市民活動を市民一人ひとりが自分のこととして語れ、活動のステージをだんだんと登っていくような動きをイメージしています。

第3次計画

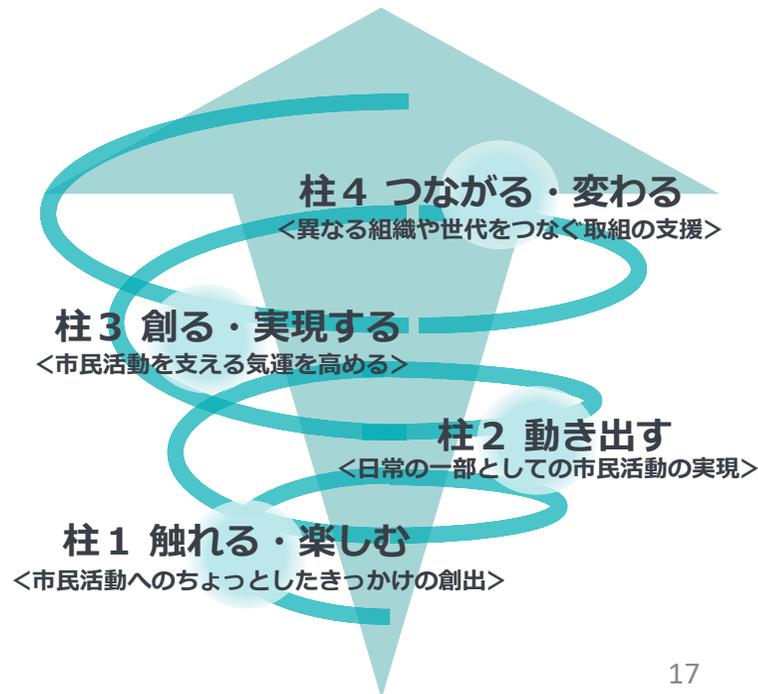
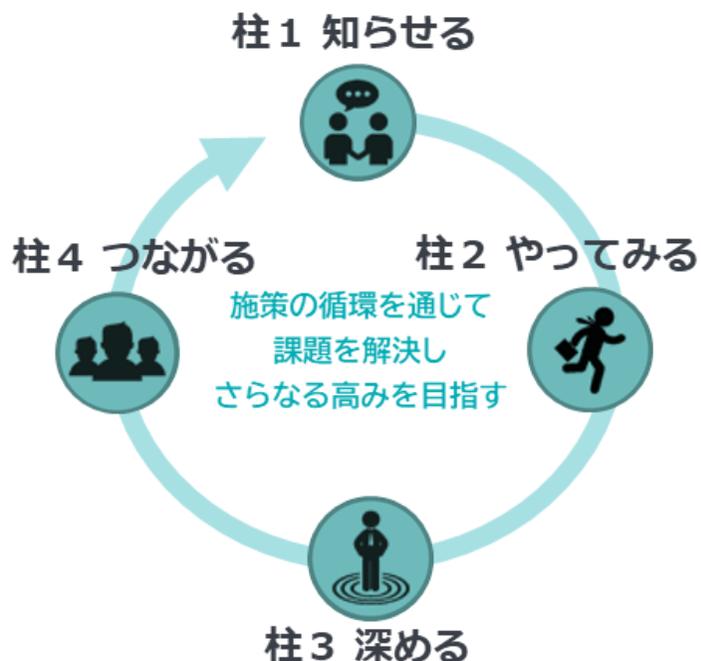
目指す姿

より多くの市民が参加するまちづくり

第4次計画

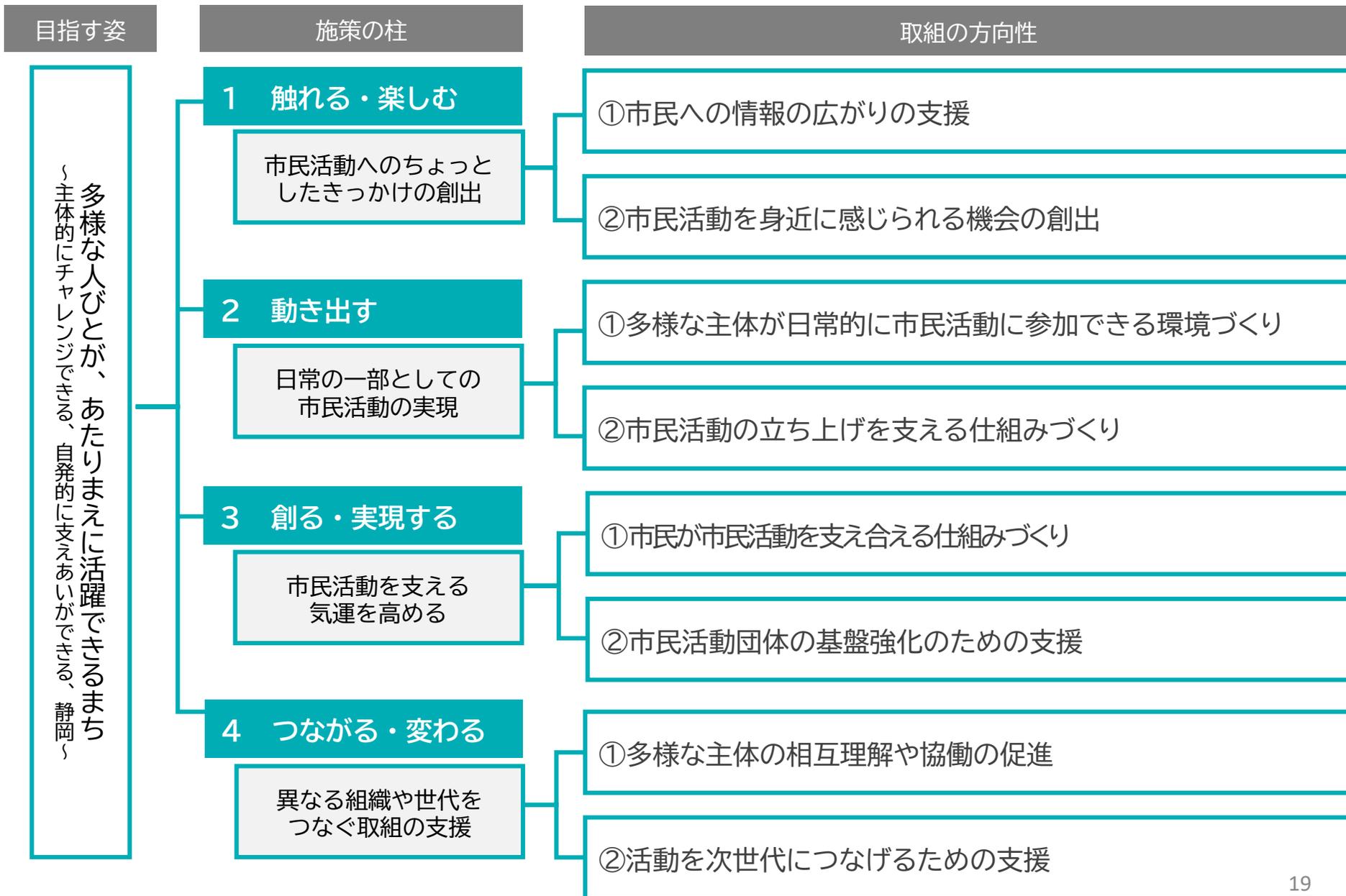
多様な人びとが、あたりまえに活躍できるまち
～主体的にチャレンジできる、自発的に支えあいができる、静岡～

施策の柱



第4次静岡市市民活動促進基本計画の推進

施策の柱ごとの方向性(1/5)



施策の柱1 触れる・楽しむ

成果指標
検討中



市の取組:市民活動へのちょっとしたきっかけの創出

(1)市民への情報の広がりの支援

行政が積極的に情報を発信することはもちろん、市民活動団体や市民が、お互いに情報を広め合い、社会全体へ伝えることができるような環境づくりに取り組みます。

(2)市民活動を身近に感じられる機会の創出

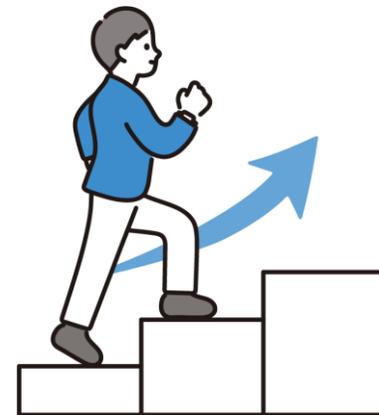
情報だけではなく実際に体験し、交流し、楽しむことができる場、シチズンシップを育む学びの場、行政や市民活動団体等との対話の場といった機会の創出に取り組みます。

事業例

市民活動ポータルサイト「ここからネット」	市民自治推進課
市民活動センターにおける対話を重視した啓発事業	市民自治推進課
「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」における各講座	生涯学習推進課

施策の柱2 動き出す

成果指標
検討中



市の取組:日常の一部としての市民活動の実現

(1)多様な主体が日常的に市民活動に参加できる環境づくり

年代や性別、国籍、社会的な立場や属性、また個人や団体、企業等の組織のかたちに関わらず、地域や社会に関心をもち、市民活動に参加できるための環境づくりを進めていきます。

(2)市民活動の立ち上げを支える仕組みづくり

動き出した結果、新たな関心や問題意識をもち、自らが主体となって活動を立ち上げたいというケースも生じてきます。仲間づくりのための機会や場所の提供をはじめとする活動のサポートに取り組みます。

事業例

市民活動センターの施設の提供

市民自治推進課

多文化共生人材育成事業

国際交流課

静岡シチズンカレッジ こ・こ・に「ここにわ相談」等

生涯学習推進課

施策の柱3 創る・実現する

成果指標
検討中



市の取組:市民活動を支える気運を高める

(1)市民が市民活動を支え合える仕組みづくり

行政だけでなく、市民同士が相互にその活動や環境を支えていくための気運の醸成や支え合いの環境づくりに取り組みます。

(2)市民活動団体の基盤強化のための支援

それぞれの目的に向かって活動する市民活動団体とその力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、幅広いサポートに取り組みます。ただし、行政施策によって市民活動団体の自立性や多様性を損なうことにならないよう配慮する必要があります。

事業例

ふるさと応援寄附金等によるNPO等指定寄附事業

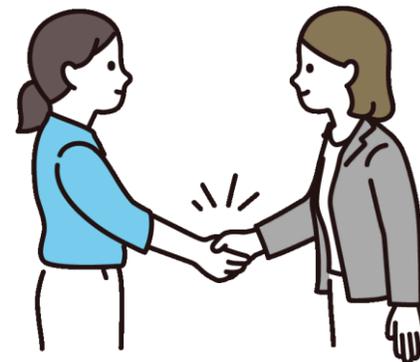
市民自治推進課

市民活動センターにおける人材・団体育成講座

市民自治推進課

施策の柱4 つながる・変わる

成果指標
検討中



市の取組:異なる組織や世代をつなぐ取組の支援

(1)多様な主体の相互理解や協働の促進

市民活動団体同士や企業等との協働を始め、あらゆる主体による多様な形での協働を実現していくこと、福祉や教育、環境、産業等の様々な分野を横断し、市が全庁的な取組として協働への理解を進め、変化に対応できる仕組みづくりに取り組めます。

(2)活動を次世代につなげるための支援

市民活動を持続的なものとするため、次の世代につなげていく取組を進めていきます。

事業例

協働事業提案制度（協働パイロット事業）

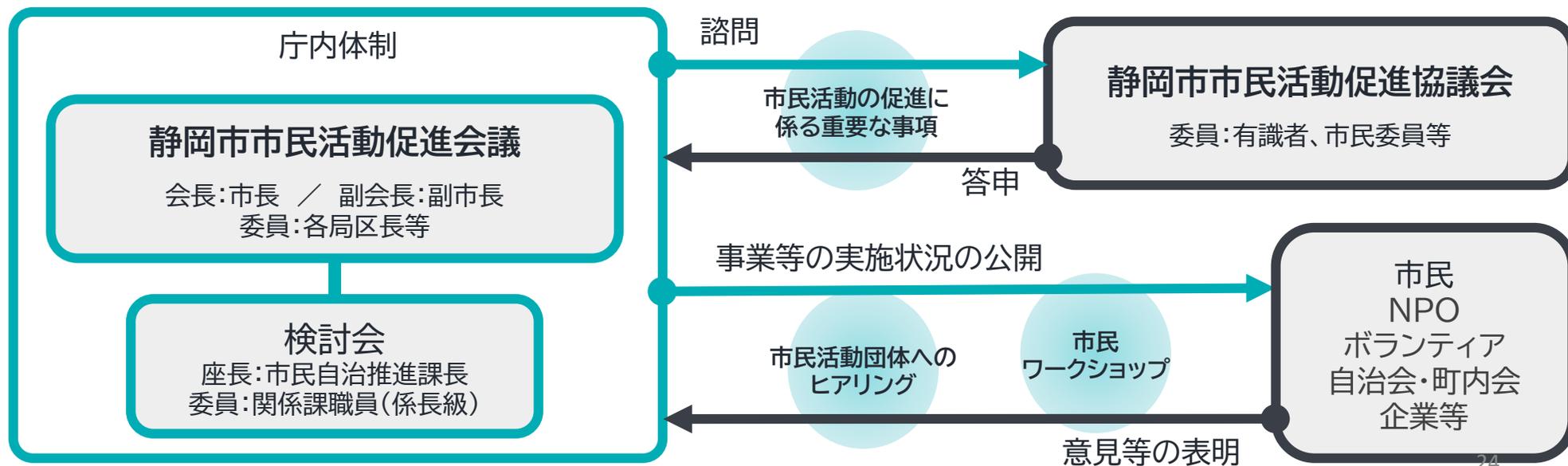
市民自治推進課

市民活動センターの相談事業を通じた後継者育成支援

市民自治推進課

市民との協働による計画の推進

- 市長を会長とし、各局区長等で構成される「静岡市市民活動促進会議」において、市民活動促進のための施策を総合的な視点に立って検討し、関係部局や各機関との総合調整を図ります。
- 附属機関である「静岡市市民活動促進協議会」において、市民活動の促進に係る重要な事項について調査、審議を行います。
- 市民活動に関わる様々な主体(NPO、ボランティア、自治会・町内会、企業等)の声を聞き取り、共に施策の推進に取り組み、また、各種施策や事業の実施状況等を広く公開するとともに、市民の皆さんの意見を聞く場や協働の機会を積極的に創出します。



第4次静岡市市民活動促進基本計画 骨子案

【担当】

静岡市 市民局 市民自治推進課

電話 054-221-1372